1 社債等に関する業務規程(平成 15 年 1 月 10 日通知)

(下線部分変更)

新

(口座管理機関の範囲)

第23条 法第44条第1項第1号から<u>第13号</u>までに掲げる者は、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ機構又は他の口座管理機関から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

(加入者との契約)

第26条 口座管理機関は、第24条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1)~(4) (略)

(5) 当該口座管理機関(法第44条第1項<u>第</u>13号に掲げる者を除く。)が、法第11条第2項に規定する加入者に対して、当該加入者の上位機関が当該加入者に対して負う法第80条第2項又は第81条第2項に規定する義務の全部の履行を連帯して保証すること。

(6)・(7) (略)

2~5 (略)

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出 等)

第29条 (略)

- 2 (略)
- 3 間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項第 1 号から<u>第 13 号</u>までに掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第30条 (略)

_____ (口座管理機関の範囲)

第23条 法第44条第1項第1号から<u>第14号</u>までに掲げる者は、他の者のために、その申出により社債等の振替を行うための口座を開設することができる。この場合において、あらかじめ機構又は他の口座管理機関から社債等の振替を行うための口座の開設を受けなければならない。

旧

(加入者との契約)

第26条 口座管理機関は、第24条の規定により加入者の口座を開設する際に、加入者との間で、次に掲げる事項を含む契約を締結する。

(1)~(4) (略)

(5) 当該口座管理機関(法第44条第1項<u>第</u> 14 号に掲げる者を除く。)が、法第11 条第2項に規定する加入者に対して、当 該加入者の上位機関が当該加入者に対 して負う法第80条第2項又は第81条第 2項に規定する義務の全部の履行を連帯 して保証すること。

(6)・(7) (略)

2~5 (略)

(間接口座管理機関の名称等の変更の届出 等)

第29条 (略)

- 2 (略)
- 3 間接口座管理機関は、法第 44 条第 1 項第 1 号から<u>第 14 号</u>までに掲げる者でなくなった場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(間接口座管理機関の承認の取消し)

第30条 (略)

- いずれかに該当した場合には、その間接口 座管理機関の承認を取り消す。
 - (1) (略)
 - (2) 法第 44 条第 1 項第 1 号から 第 13 号ま | でに掲げる者でなくなった場合
- 3~6 (略)

(負担金の額の算定方法)

第59条の4 (略)

- 2 各口座管理機関(法第44条第1項<u>第13</u> 号に掲げるものを除く。以下この章におい て同じ。) の負担金の額は、次の各号に定め る定額負担金及び比例負担金の合計の金額 とする。
 - (1) (2) (略)

- 2 機構は、間接口座管理機関が次の各号の 2 機構は、間接口座管理機関が次の各号の いずれかに該当した場合には、その間接口 座管理機関の承認を取り消す。
 - (1) (略)
 - (2) 法第 44 条第 1 項第 1 号から第 14 号ま でに掲げる者でなくなった場合
 - 3~6 (略)

(負担金の額の算定方法)

第59条の4 (略)

- 2 各口座管理機関(法第44条第1項第14 号に掲げるものを除く。以下この章におい て同じ。)の負担金の額は、次の各号に定め る定額負担金及び比例負担金の合計の金額 とする。
 - (1) (2) (略)

2 附則

この改正規定は、平成19年10月1日から施行する。